

# **第6回 技術士制度・試験講習会**

## **(2) 技術士制度・試験の紹介**

**2016年2月6日(土)**

**於 原子力安全推進協会 第1,2会議室**

**技術士(原子力・放射線部門)**

**上田真三**

- 1. 技術士とは（技術士法の定義）**
- 2. 技術士制度とは（技術士の倫理）**
- 3. 技術士試験について**
- 4. さいごに**

# 1. 技術士とは（技術士法の定義）

## 技術士法 （定義）

**第二条** この法律において「技術士」とは、  
**第三十二条第一項の登録を受け、技術士の  
名称を用いて、科学技術**（人文科学のみに係るものを除く。以下同  
じ。）**に関する高等の専門的応用能力を必要  
とする事項についての計画、研究、設計、  
分析、試験、評価又はこれらに関する指導  
の業務**（他の法律においてその業務を行うことが制限されている業務を除く。）**を行  
う者をいう。**

自分はどれに該当  
するか考えてみよう

## 2. 技術士制度とは

技術士制度は、「科学技術に関する技術的専門知識と高等の応用能力及び豊富な実務経験を有し、公益を確保するため、**高い技術者倫理を備えた、優れた技術者の育成**」を図るための国による技術者の資格認定制度です。

技術士は、技術士法に基づいて行われる国家試験（技術士第二次試験）に合格し、登録した人だけに与えられる**名称独占**の資格です。

技術士の特長は**技術力と実務経験と倫理性**

即ち、技術士は、国によって認められた優れた技術者であり、科学技術の応用面に携わる技術者にとって最も権威のある国家資格です。

国からも、多くの技術者・学生が技術士を目指すことを期待されています。

技術士第一次試験は技術士への第一歩です。

## ◆ 技術士法

## ◆ 技術士倫理綱領

([https://www.engineer.or.jp/c\\_topics/000/000025.html](https://www.engineer.or.jp/c_topics/000/000025.html))

## ◆ 日本原子力学会倫理規程

([http://www.aesj.or.jp/ethics/02\\_/02\\_02\\_/](http://www.aesj.or.jp/ethics/02_/02_02_/))

## ◆ 各種学会や自社の倫理関連規定など

# 技術士法の倫理関連条文

技術士法「第四章 技術士等の義務」では

## （信用失墜行為の禁止）

第四十四条 技術士又は技術士補は、技術士若しくは技術士補の信用を傷つけ、又は技術士及び技術士補全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

## （技術士等の秘密保持義務）

第四十五条 技術士又は技術士補は、正当の理由がなく、その業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。技術士又は技術士補でなくなつた後においても、同様とする。（違反には懲役又は罰金あり）

## （技術士等の公益確保の責務）

第四十五条の二 技術士又は技術士補は、その業務を行うに当たつては、公共の安全、環境の保全その他の公益を害することのないよう努めなければならない。

## （技術士の名称表示の場合の義務）

第四十六条 技術士は、その業務に関して技術士の名称を表示するときは、その登録を受けた技術部門を明示してするものとし、登録を受けていない技術部門を表示してはならない。

## （技術士の資質向上の責務）

第四十七条の二 技術士は、常に、その業務に関して有する知識及び技能の水準を向上させ、その他その資質の向上を図るよう努めなければならない。

技術士法「第七章 雑則」では

## （業務に対する報酬）

第五十六条 技術士の業務に対する報酬は、公正かつ妥当なものでなければならない。

## （名称の使用の制限）

第五十七条 技術士でない者は、技術士又はこれに類似する名称を使用してはならない。

「3つの義務と2つの責務」を十分理解しておきましょう。

# 技術士倫理綱領の基本綱領 10ヶ条

## (公衆の利益の優先)

1. 技術士は、公衆の安全、健康及び福利を最優先に考慮する。

## (持続可能性の確保)

2. 技術士は、地球環境の保全等、将来世代にわたる社会の持続可能性の確保に努める。

## (有能性の重視)

3. 技術士は、自分の力量が及ぶ範囲の業務を行い、確信のない業務には携わらない。

## (真実性の確保)

4. 技術士は、報告、説明又は発表を、客観的でかつ事実に基づいた情報を用いて行う。

## (公正かつ誠実な履行)

5. 技術士は、公正な分析と判断に基づき、託された業務を誠実に履行する。

## (秘密の保持)

6. 技術士は、業務上知り得た秘密を、正当な理由がなく他に漏らしたり、転用したりしない。

## (信用の保持)

7. 技術士は、品位を保持し、欺瞞的な行為、不当な報酬の授受等、信用を失うような行為をしない。

## (相互の協力)


8. 技術士は、相互に信頼し、相手の立場を尊重して協力するように努める。

## (法規の遵守等)

9. 技術士は、業務の対象となる地域の法規を遵守し、文化的価値を尊重する。

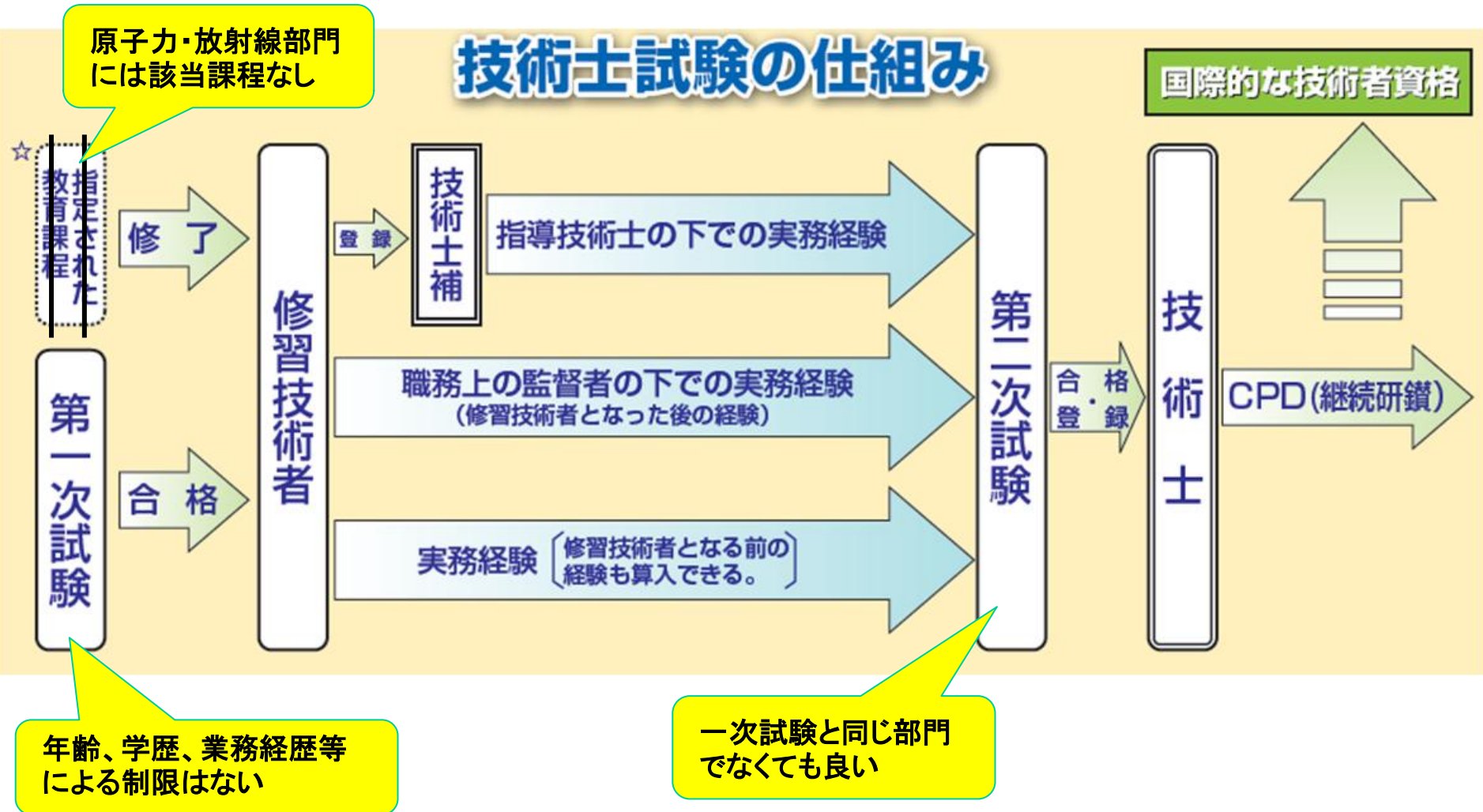
## (継続研鑽)

10. 技術士は、常に専門技術の力量並びに技術と社会が接する領域の知識を高めるとともに、人材育成に努める。



熟読し、理解し、  
自分のものにして  
下さい。

# 3. 技術士試験について — 試験の仕組み —



引用) 日本技術士会「技術士試験 受験のすすめ」(平成27年5月)より抜粋  
[http://www.engineer.or.jp/c\\_topics/001/attached/attach\\_1680\\_3.pdf](http://www.engineer.or.jp/c_topics/001/attached/attach_1680_3.pdf)




### 3. 技術士試験について **一過去問一**

過去問は日本技術士会のホームページに掲載されています。

◆技術士第一次試験 ([https://www.engineer.or.jp/c\\_categories/index02021.html](https://www.engineer.or.jp/c_categories/index02021.html))

◆技術士第二次試験 ([https://www.engineer.or.jp/c\\_categories/index02022.html](https://www.engineer.or.jp/c_categories/index02022.html))



該当部門の過去問は、  
すべて目を通しま  
しょう

# 3. 技術士試験について **—試験内容の最近の改正—**

## 平成25年度試験改正の主なポイント

### ◆第一次試験

- 共通科目の廃止（基礎科目に統合）
- 基礎科目の択一試験問題数の増加

改正内容は既に定着済みなので心配無用  
(過去問チェック時に思い出して下さい)

### ◆第二次試験（総合技術監理部門）

- 必須科目が記述式から択一式に
- 選択科目に課題解決能力を問う記述式試験を新設
- 技術的体験論文の廃止
- 口頭試験が45分から20分に

引用)日本技術士会HP「平成25年度 技術士試験の試験方法の改正について」  
[http://www.engineer.or.jp/c\\_topics/002/002294.html](http://www.engineer.or.jp/c_topics/002/002294.html)

# 3. 技術士試験について

# —平成28年度試験日程—

区分	時期	事項
第一次試験	6月8日(水)～7月1日(金)	受験申込書配布期間
	6月20日(月)～7月1日(金)	受験申込受付期間(書留郵便)
	10月9日(日)	筆記試験
	12月頃	合格発表
第二次試験 (総合技術 監理部門を 除く)	4月1日(金)～4月27日(水)	受験申込書配布期間
	4月6日(水)～4月27日(水)	受験申込受付期間(書留郵便)
	7月18日(月・祝)	筆記試験
	10月頃	筆記試験合格発表
	平成28年11月～平成29年1月の あらかじめ受験者に通知する日	口頭試験
	3月上旬	合格発表

1) 忘れずに申し込みましょう。

2) 万難排して試験会場に行きましょう(受験することを上司に伝えておきましょう。)

詳細は日本技術士会のホームページで**必ず**確認して下さい。

## 4. さいごに

実務経験年数など受験資格要件を満たしている方であっても、一次試験と二次試験の両方に合格するためには、**最短で約2年**かかります。長期間“やる気”を維持するために、まず「**技術士になろう！**」という決意を明確にしましょう！

技術士は専門分野の高い技術力と高い倫理性を備えた技術者ですが、技術士試験に合格し登録しただけで技術力や倫理性が急に高まるわけではありません。継続的に研鑽を積み、多くの先輩技術士が築きあげた“**技術士の名声**”と一緒に守り高めることが大事です。このことが未来永劫の“やる気”の原動力になるでしょう。皆さんも是非その一員になりましょう！

---

**ご清聴ありがとうございました。**